

医療ガスの安全管理、できていますか？

※病院管理者には医療の安全を確保するための措置を講じることが義務付けられています。
業務を委託した場合も、履行確認を確実に行ってください。

【問題点 1】

医療ガス設備の保守点検を業者任せにしていたため、予備の酸素ボンベのバルブが閉じたままであることに気づかずにいた。

Point !

保守点検業務の作業責任は委託業者にありますが、患者の安全管理等の責任は病院にあります。保守点検やボンベの交換作業後に、酸素供給が正常にされる状態になっているか、病院の職員による履行確認を確実に行ってください。

Point !

履行確認については、メーターやバルブの状態など、何をどのように確認すればよいか、事前に委託業者と協議し確認項目などを定めてください。

実施責任者は、医療ガスに関する専門知識と技術を有する者(特定高圧ガス取扱主任者等)から選任してください

<具体例>

- ・ガスボンベの開放状態の確認方法 ex)ボンベの圧力とマニホールドの容器圧力の比較
- ・点検実務者及び受託業者の相互で立会の確認ができるチェック表の作成 など

【問題点 2-1】

実施責任者の役割や業務内容が不明確で、勤務日に日常点検のみ行っていた。

Point !

医療ガス安全管理委員会を設置し、医療ガス設備の保守点検業務の施工監理を行う実施責任者を定めるとともに役割や業務内容は明確にしましょう！

【問題点 2-2】

実施責任者のみで点検等を行っていたため、実施責任者の勤務日（平日）に実施可能な日常点検のみ実施していた。

Point !

各点検の点検内容を具体的にし、日常点検は土日祝日も含めて1日1回以上実施！
また、日常的な点検作業を担う点検実務者を設けるなど、点検漏れを防止しながら、結果を実施責任者に報告しましょう。

- ・マニュアルや点検表等、点検時のやるべき項目を明確化、共通認識とし、点検作業を実施してください。
- ・すべての点検実務者に対して実務研修を行ってください。

【問題点 3】

マニホールド室内の酸素ボンベ容量低下より警報が発出されていたが、予備ボンベから自動的に供給されるとの認識から、マニホールド室やアウトレットからの酸素供給の状況確認をしていなかった。

Point !

警報音が発出された場合、復旧作業が終了するまでは、アウトレットから患者への酸素供給状態の確認を行い、患者の安全確保をしてください。

酸素供給が途絶した場合の対応

について、業者を交えて検討し具体的なマニュアルを作成するなど病院全体で対応方法を決めておきましょう。

<具体例>

- ・警報後は、巡回時に酸素の供給が途絶していないかアウトレットを確認し患者の安全確保
- ・マニホールド室の確認や、業者や実施責任者への連絡手順 など

【問題点 4】

医療ガスに係る研修が定期的に行われていなかった。

Point !

医療ガスに係る安全管理のための研修は、年1回程度定期的に開催するとともに、安全管理の基本的な考え方と事故防止の具体的方策についての周知、安全に対する認識、正確に業務を遂行する技能、そして、医療チームの一員としての意識向上が目的です。

～取り扱うべき研修内容～

- ・医療ガスに関する構造設備の整備状況、使用する医療ガスの種類、性質及び用途
- ・医療ガスに係る事故、ヒヤリハット事例及びその防止策
- ・医療ガスに係る事故、ヒヤリハット事例が発生した場合の対応
- ・安全に業務を遂行するための留意事項※

※令和2年8月17日医政発0817第6号「医療ガスの安全管理について」

別添4「医療ガスに係る安全管理のための職員研修指針」を参照してください。

令和2年8月17日医政発0817第6号
「医療ガスの安全管理について」

https://www.jimga.or.jp/files/tanabe/200817_iryougasuanzenkanrituuti.pdf



「医療ガスの安全管理について」に関する

Q&A(第5版)について

<https://www.jimga.or.jp/news/detail.php?id=1128>

